東京都情報公開・個人情報保護審議会における専門部会の設置について

1 専門部会の概要

令和3年1月15日に開催された第73回東京都情報公開・個人情報保護審議会において、以下(1)及び(2)の専門部会の設置が賛成多数により決定された。

このことを受けて、審議会会長の指名により、構成メンバーを選任する。

(1) 個人情報保護法対応部会

個人情報保護法改正に伴う制度の運用について

令和3年5月12日、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を一本に統合する法律が、通常国会において可決され、今後、この法に則した対応が求められることから、今後の制度の運用等について、意見を伺う必要がある。

(2) 権利濫用基準検討部会

開示請求における権利濫用に関する基準の策定について

情報公開制度など、全体に対する深刻なリスク要因と受け止め、正当な開示請求には 真摯に対応しつつ、真に濫用的な請求に対しては答申の判断を踏まえ適切に決定を行う ことが有益である。

そのため、濫用と考えられる取扱基準の策定等について、意見を伺う必要がある。

2 専門部会の構成

(1) 個人情報保護法対応部会

(敬称略)

部会長	新美 育文	弁護士、明治大学名誉教授
委員	石井夏生利	中央大学国際情報学部教授
委員	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
専門調査員	森 亮二	弁護士

(2) 権利濫用基準検討部会

(敬称略)

部会長	神橋	一彦	立教大学法学部教授
委員	小幡	純子	上智大学大学院法学研究科教授
専門調査員	德本	広孝	中央大学法学部教授
専門調査員	安藤	広人	弁護士

- ※ 審議会には、専門部会を置くことができ、部会員は、会長が指名する委員である。
- ※ 審議会には、専門調査員を置くことができる。

3 スケジュール案

別添(資料2及び資料3)のとおり